

	日時	6月17日(水)	会場	V I P 玉姫殿
	日時	6月24日(水)	会場	松木屋 会長幹事慰労会
三条南RC	日時	6月8日(月)	会場	V I P 玉姫殿
	日時	6月15日(月)	会場	V I P 玉姫殿
	日時	6月29日(月)	会場	魚作 会長幹事慰労会

次年度幹事村山誠一君

ファイヤーサイドミーティング開催について

1. 日時 6月11日(木) PM5:30～
会場 羽賀一夫会員宅
2. 日時 6月12日(金) PM5:30～
会場 山本 充会員宅
3. 日時 6月13日(土) PM5:30～
会場 高橋彰雄会員宅
4. 日時 6月15日(月) PM5:30～
会場 佐藤文夫会員宅

以上の該当する会場にご出席下さい。変更のある場合は事務局又は幹事にお申し出下さい。

ニコニコボックス:

- 山上茂夫君 タンゴコンサートの盛会を喜んで…山口課長さん卓話を有難うございます。アッ
!!ワイフの誕生日13日でした。
- 阿部誠一郎君 ひさびさにボックスに協力して
- 米山忠俊君 5/29、5/20、100%出席ありがとうございました。出席委員会より内藤委員長よりくれぐれ皆様によろしくと伝言がありました。
- 丸山誠一君 皆様のおかげですばらしい「チャリティ演奏会」となりました。又、会長のご期待におこたえでき今はさわやか気分です。
- 坂内康男君 先週休みのおわび
- 佐藤啓策君 6月11日のセミナーに会員の方々の多数の申込を頂き、ありがとうございました。定員を大幅に越える申込を頂きましたので、席を増やしました。ありがとうございました。
- 笹原勝治君 長く休ませていただきました。おわびに。
- 加藤 実君 5/28ゴルフコンペで52、42という前代見聞のスコアが出ました。中条さん色々ご指導ありがとうございました。
- 石月雅司君 ボックスに協力して、
- 吉田春雄君 楽しいタンゴの夕べをありがとうございました。今度は座って聴きたい～、

落合益夫君

ロータリー財団ボックス:

笹原勝治君 先月の24日、高校総体京都予選のラグビー大会、長男の応援に行ってきました。

2本トライを決めました。

卓 話： 三条警察署防犯少年課長 山口忠範殿

“暴力団の根絶にご協力を”



本年3月1日、いわゆる暴力団対策新法が施行されました。この法律は近年、山口組、稲川会、住吉会の国内3大広域暴力団が全国にその勢力を広げている（寡占化している）ことが制定の背景となっていますが、私達の住む県央地域の暴力団も昨年4月頃、山口組の3大勢力の組織に加入しています。

広域暴力団の傘下となった場合、けん銃や覚せい剤等を入手しやすくなったら、暴力団同士の対立抗争に住民が巻き添えとなる可能性が大きくなり、また上部団体への上納金を得るため、様々な不当な行為を行うことが予想されますから、この三条地域も、このような恐れがこれまで以上に強くなったと言えます。

次に暴力団対策新法の内容についてお話しします。新法ではその柱として暴力団組織への加入強要や勧誘及び組織からの脱退妨害を禁止していますし、被害者への援助や企業暴力予防のための援助機関である『暴力追放運動推進センター』の設立を規定しています。

しかし、何と言っても最大の柱は、これまで脅迫や暴力、傷害など法律に触れなければ取締りが出来なかった不当な民事介入行為を新たに禁止したことにあります。この禁止行為は次の11項目となっていますのでよく理解してどんなことでも警察に届出や通報をしていただくようお願いします。（秘密は固く守ります）

- 1 口止め料など要求する行為。
- 2 みだりに寄付金や賛助金を要求する行為。
- 3 建設工事の下請けを不当に要求する行為。（物品納入、下請け強要）
- 4 縄張内で営業を営むことを容認する対償として金品を要求する行為。（あいさつ料）
- 5 縄張内で営業を営む者に物品購入や用心棒代を要求する行為。
- 6 利息制限法による利息を超える利息を約定した高金利の債権の取り立てをする行為。
- 7 債権の免除や履行猶予をみだりに要求する行為。（飲食代、電気、水道料金等の不払い）
- 8 みだりに金銭貸し付けを要求する行為。（強制融資、手形割引の強要等）
- 9 不当に建物やその敷地の明け渡しを要求する（いわゆる不当な地上げ）行為。
- 10 報酬を前提とした依頼を受けて示談交渉を行い、損害賠償として金品を要求する行為。（示